

北海道旅客鉄道株式会社公告第 13 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 3 年 10 月 1 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し令和 3 年10月 1 日から施行する。ただし、第79条、第125条、別表第 2 号イの 6、別表第 2 号レ及び別表第 2 号レの 2 に係る改正については同年 5 月27日から適用する。

令和 3 年 9 月 22 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 39 条第 1 項中、「下関発又は着となるものを除く」を「西日本旅客鉄道会社線の別に定める区間内の駅相互発着となる区間及び」に改める。

第 79 条を次のとおり改める。

第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、別表第 2 号イの 6 に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

第 125 条第 1 項第 1 号イの(イ)の i の(b)中、「第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は c」を「第 1 項第 1 号イの(イ)の a、c 又は g」に改める。

同条同項同号イの(イ)の i の(b)の①中、「新青森駅・奥津軽いまべつ駅」を「新青森・奥津軽いまべつ」に改める。

同条同項同号イの(イ)の i の(b)の②中、「新青森・新函館北斗間」の右に「の乗車区間」を加える。

同条同項同号ロの(イ)の j 中、「大曲・秋田間」の右に「の停車駅相互間」を加える。

同条同項同号ロの(ハ)の b の(b)中、「東京・栗橋間」の右に「の停車駅相互間」を加える。

第 126 条の 4 第 2 項中、「第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の b 及び c、同号ロの(ロ)の b 及び c、同号ロの(ハ)の b 並びに同号ロの(ニ)の b 及び c に規定する大人特別急行料金」を「125 条第 1 項第 1 号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金」に改める。

別表第2号イの6中、「特定区間における」の右に「最短経路の」を加える。

同表同号レ中、「特定区間における」の右に「最短経路の」を加える。

同表同号レの2中、「特定区間における」の右に「最短経路の」を加える。